

## 投資事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部土木局 道路建設課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	道路建設課長 笠岡 良雄 (北村 昭二)	内線	4 3 6 2 ( 4 3 7 8 )
------	-------------------	---------------------	-------------------------	----	------------------------

事業種目	道 路	事業名	事業区 間	総事業費	約2億円 (うち用地補償費1億円)
		(主)加古川三田線 永久橋架換事業	三木市豊地町 (豊地橋) L=150m		
所 在 地				着工予定年度	完成予定年度
三木市豊地町地内				H 1 4 年度	H 1 6 年度

事業目的	事業内容
<p>現橋が老朽化（S38架設、現況幅員6.0m）していることから、安全性向上のため架け換えを実施する。また、整備の完了した（主）神戸社線との三叉路交差点までを線形改良することで、本線の安全性を高めると共に、右折車線の設置も完了し交差点部の安全性を確保する。</p>	<p>橋梁架換、歩道設置、右折溜まり整備                      現道拡幅 L = 1 5 0 m 内橋梁 L = 2 3 m                      現況幅員：5 . 5 ( 8 . 0 ) m                      2車線 + 2 . 0 m 橋側歩道橋                      計画幅員：6 . 0 ( 9 . 7 5 ) m                      2車線 + 2 . 5 m 歩道                      交通量(台/日)：現況10,382 計画12,000                      混雑度：1 . 0 8</p>

評価視点	評価内容
(1)必要性 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路・・・加古川市から三木市を経て北摂三田を最短で連絡する緊急輸送路に指定されており、特に中国自動車道と山陽自動車道を連絡する国道175号、428号を補完する路線である。</li> <li>・老朽橋・・・当該橋梁は昭和38年架設の橋梁であるが、終戦直後の昭和24年に製造された旧国道175号福有橋の桁を流用したものであり、実質建設後52年を経過しており、目視調査の結果では、損傷が激しく架換の緊急性が高い。</li> </ul>
地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤形成・・・地域の骨格を形成する路線であるが、当該橋梁部は2車線あるものの路肩が狭く屈曲しており、大型車の離合が困難で渋滞発生の要因ともなっており、これを解消し地域の活性化を図る。</li> </ul>
快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の整備・・・歩道整備により歩行者と自動車が増える危険な箇所が解消できる。</li> <li>・交通安全対策・・・当該箇所では過去5年間で5件の人身事故が生じており、豊地交差点の右折溜まり延長も不足していることから交通安全対策上、早急なる改修が必要。</li> <li>・公共交通アクセス・・・混雑度は1.08であり、バス路線として運行上の定時制確保、公共交通機関の利用促進の面から整備を要する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業関連・・・交差点改良事業（H8～H10）（H13～H14）</li> <li>・地域ニーズ・・・地元、町からの強い整備要望あり</li> </ul>
(2)有効性・効率性 代替性 効率性 (事業執行環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該箇所の前後は2車線（歩道付）改良済であり、当該箇所の現道拡幅をもって一連の改良が完了する。</li> <li>・円滑な用地取得に向け、協力体制が整っている。</li> </ul>
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現道拡幅で、通行に支障となっている箇所を限定して事業を実施することから、環境に対する負荷は軽微なものと考えられる。また、中路橋を上路橋とすることで景観の改善に寄与できる。</li> </ul>
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員狭小で線形の悪い当該箇所の部分的な改修により、十分な効果が期待できることから事業の優先性は高い。</li> </ul>

評価の結果	着手妥当	左の理由	上記内容により着手が妥当と認められた。
-------	------	------	---------------------